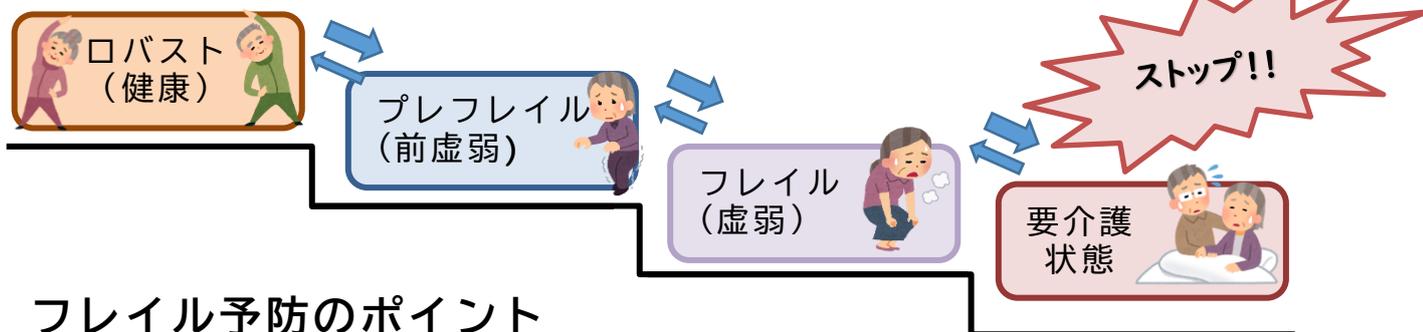


要介護状態にならないために

介護が必要になる要因は、一般的に知られる脳卒中、高血圧、糖尿病などの生活習慣病のほかに、高齢による衰弱や転倒・骨折、認知症、また、日常生活が活発でなくなることで心身機能が低下することなどがあります。

要介護状態にならないために、生活習慣病予防と併せて、心身機能や生活機能の低下を防ぐなどのフレイル予防の取組が大切です。

フレイルとは、健康な状態と介護が必要な状態の間の段階のことで、介護が必要となるリスクの高い状態にあると言われています。しかし、フレイルは早期に適切な対策をすることで、健康な状態に戻ることも十分可能であり、健康なうちからフレイルに気をつけることで予防効果が高まります。



フレイル予防のポイント

フレイル予防には『運動』『栄養・口腔』の対策に加え『社会とのつながり』が重要になります。いつまでも自分らしく自立した生活を続けていくためにも**フレイル予防に取り組んでいきましょう。**

運動

今までよりも10分長く お家の中でも

★散歩やラジオ体操など毎日続けられるものから取り組んでいきましょう

栄養 口腔

1日3食バランスのとれた食事を

- ★筋肉をつくる「たんぱく質」を摂るように心がけましょう
- ★お口のお手入れを習慣化しましょう
- ★定期的に歯科検診等を受けましょう

社会 参加

趣味や人との交流の機会を大切に

- ★交流の機会をつくりましょう
- ★高齢者のつどえる場所についてはP3を参照ください

ここでは介護予防に係わる市の事業や関係機関の一部をご紹介します。

●介護予防事業についての問い合わせ

高齢者幸福課 地域支援係 ☎23-8917

◆要介護状態にならないために◆

高齢者ほほえみセンター

地域の高齢者が集まって、健康相談、健康づくり体操などの介護予防や生きがいづくりに取り組み、いつまでも元気で長生きしていただくための介護予防施設です。

○主な事業

- ・介護予防、生活支援、認知症予防
- ・閉じこもり予防、保健予防に関すること
- ・趣味、文化活動、スポーツ、レクリエーション等

※児童等との交流も目的に含む場合もあります。



みんなで食べるお食事会



グラウンドゴルフの練習



みんなで楽しくスライドカーリング



健康マージャンの様子

◆要介護状態にならないために◆

高齢者ほほえみセンター設置場所（市内全24か所）

名称	場所	開所曜日	開所時間
寺町高齢者ほほえみセンター	山の手1-9-5	火・木	午前9時30分～午前11時30分
仲町高齢者ほほえみセンター	新富町2-3-37	月・水・金	午前10時～午後3時
元町高齢者ほほえみセンター	元町1-9-33	火・木・土	午前9時30分～正午
大手・清水町高齢者ほほえみセンター	元町2-4-27	水・金	午前10時～午後3時
美原高齢者ほほえみセンター	美原1-18-6	月～土	午前9時～午後4時
深川高齢者ほほえみセンター	本町2-2829-41	火・木	午前9時～午前11時
若草高齢者ほほえみセンター	若草1-1475-127	月・水・金	月（午前10時～午後3時） 水・金（午前9時30分～午後3時）
中田原高齢者ほほえみセンター	中田原1350	火・木	午前9時30分～午後3時
福寿草高齢者ほほえみセンター	中田原383-2	火・木・土	午前9時～正午
市野沢高齢者ほほえみセンター	市野沢760-1	火・木	午前9時～正午
金丸高齢者ほほえみセンター	北金丸1542-3	火・木・土	午前9時～午後4時
鹿畑高齢者ほほえみセンター	鹿畑62-22	木	午前9時～正午
親園高齢者ほほえみセンター	親園2939	火・木・土	午前9時～午後3時30分
下石上高齢者ほほえみセンター	野崎2-13-6	月・水・金	午前9時～正午
薄葉高齢者ほほえみセンター	薄葉1903-2	月～土	午前9時～午後4時
佐久山高齢者ほほえみセンター	佐久山2277	火・木・土	午前9時～午前11時30分
佐良土高齢者ほほえみセンター	佐良土1396	月・水・金	午前9時～午後4時
須佐木高齢者ほほえみセンター	須佐木53	火・土	午前9時～午前11時30分
蛭田高齢者ほほえみセンター	蛭田453-2	火・木・土	午前9時～午後4時
川西高齢者ほほえみセンター	黒羽向町409-1	月～日	午前9時～午後5時
両郷高齢者ほほえみセンター	中野内773	火・金	午前9時30分～午前11時30分
黒羽高齢者ほほえみセンター	黒羽田町329-1	月・水・金	午前9時～正午
川上地域高齢者ほほえみセンター	川上185	火・土	午前9時30分～正午
須賀川高齢者ほほえみセンター	須賀川1786-1	火・土	午前9時30分～午前11時30分

※開所曜日や時間は変更となる場合があります。

問い合わせ先 高齢者幸福課 高齢支援係 ☎23-8740

おたっしゃクラブ

おたっしゃクラブ（介護予防普及啓発事業）

市では、高齢者ほほえみセンター等を中心に、健康教育や健康相談を実施する「おたっしゃクラブ」を開催しています。日程については、高齢者幸福課へお問い合わせください。

【内容】

○健康相談、与一いきいき体操の実践、介護予防に関する知識の普及など

テーマ	ポイント
介護予防とは	介護予防の重要性と市の現状について
運動実践と体力測定	与一いきいき体操 体力測定を行い、自分の体を経年的に確認する
フレイル予防	フレイル予防の講話 体組成計、フレイルチェックをおこない自分の体を確認する
コグニサイズ	認知症予防のための頭と体を使った運動の実践 *コグニサイズとは認知症予防を目的として、国立長寿医療研究センターが開発した『運動』と『認知課題』を組み合わせた運動方法
認知症予防	認知症予防についての講話
症状から考える目の病気	高齢者に多い目の疾患に関する解説や対策
口腔ケア	口腔衛生・歯周病予防についての講話 口腔ケアのすすめ

*内容については変更となる場合があります。

問い合わせ先 高齢者幸福課 地域支援係 ☎23-8917



生活支援事業

生活支援ホームヘルプサービス事業

日常生活に支障がある以下の対象者のいる家庭に対して、家事援助中心の生活支援型ホームヘルプサービスを提供します。

●対象者

介護予防や自立した生活のための支援を必要とする方のうち、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①病院または診療所（指定介護療養型医療施設を除く）に入院中の身寄りのないおおむね65歳以上の方 ※退院の見込みが不明のときは除く
- ②精神障害保健福祉手帳を所持している精神障害者または精神障害を支給事由とする年金の給付を受けていて、精神障害のため日常生活に支障のある方

※介護保険法や障害者総合支援法等に基づく同等のサービスを利用できる場合は、対象外となります。

●サービスの内容

- ・家事援助（洗濯・掃除・買い物など）
- ・相談助言など

●利用について

- ・週1回から2回。1回あたりのサービス提供時間は1時間程度。
- ・利用可能時間は、午前8時から午後6時まで。

●費用負担（1時間あたりの利用料）

一律200円（生活保護受給世帯の場合は100円）

後からお送りする納付書により、金融機関でお支払いください。

●申請について

23～24ページの「各種サービスの利用申請について」をご覧ください。

問い合わせ先 高齢者幸福課 高齢支援係 ☎23-8740



高齢者軽度生活援助事業

在宅において自立した生活の継続を可能にするとともに、生活の安定に寄与することを目的としています。

在宅のひとり暮らしの高齢者などに対し、市の業務委託先である大田原市シルバー人材センターが、介護保険の訪問介護に含まれない軽易な日常生活の支援（ホームヘルパーの業務以外）をします。

●対象者

次の①または②のいずれかに該当する方

- ①おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
- ②高齢者世帯（65歳以上の高齢者のみの世帯）及びこれに準ずる世帯の方

※同一敷地内に親族の方がいる場合は、対象となりません。

●サービスの内容

- ・ 外出や散歩の付き添い
- ・ 宅配の手配、食材の買物などの食事、食材の確保
- ・ 除草作業、庭木の手入れ等の家周りの手入れ
- ・ 蛍光灯等の交換、家屋の簡単な修繕や修理
- ・ 家屋内の整理整頓
- ・ 荷物はこび
- ・ 台風時などの自然災害の防備
- ・ 雪下ろし、除雪
- ・ 朗読、代筆などの多少、目が不自由な方に対する援助
- ・ 寝具類などの洗濯や日干し、クリーニング時などの洗濯物の搬出入



●利用について

- ・ 1か月に利用できる回数には上限があります。上限を超えた場合は、利用者の負担となります。
- ・ 利用できるのは、原則月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時までです。年末年始、祝日は利用できません。

●費用負担

- ・ サービス提供前にシルバー人材センターから費用の見積もりが提示されます。
- ・ 事業に要する原材料費及び処分費などが生じる場合は、自己負担となります。
- ・ 利用した際の費用は、シルバー人材センターにお支払いください。

●申請について

23～24ページの「各種サービスの利用申請について」をご覧ください。

問い合わせ先 高齢者幸福課 高齢支援係 ☎23-8740

寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅のひとり暮らしや高齢者世帯で、身体的に寝具類の衛生管理が困難な方が、清潔で快適な生活を送ることができるよう支援する事業です。

●対象者

身体的に寝具類の衛生管理が困難で次の①または②のいずれかに該当する方

- ① おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 高齢者世帯（65歳以上の高齢者のみの世帯）の方

●事業の内容

3点一組（掛布団、敷布団、毛布）の寝具類を専門業者がお預かりして丸洗い乾燥消毒を行います。

●利用について

年2回まで利用できます。

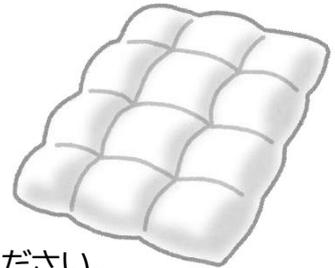
●費用負担

1回あたり1,080円を利用時に事業者にお支払いください。

●申請について

23～24ページ「各種サービスの利用申請について」をご覧ください。

問い合わせ先 高齢者幸福課 高齢支援係 ☎23-8740



訪問理美容サービス事業

在宅のねたきり高齢者等が受ける散髪などの出張サービスを支援することにより、衛生的な日常生活の維持及び生活の質の確保を図ります。

●対象者

ねたきり等により理髪店や美容院に出向くことが困難で、次の①または②のいずれかに該当する方

- ① 要介護4又は要介護5の介護認定を受けた方
- ② 身体障害者手帳1級または2級を有し、常時介護が必要な方

●事業の内容

理容師又は美容師が、自宅を訪問し散髪などを行う際の「出張にかかる経費」を市が負担します。利用できる理髪店及び美容院は、理容生活衛生同業者組合及び美容業生活衛生同業者組合に加盟している事業者となります。

●利用について

年6回まで利用できます。

●費用負担

理美容にかかった実費を、利用時に事業者へ直接お支払いください。

●申請について

23～24ページの「各種サービスの利用申請について」をご覧ください。

問い合わせ先 高齢者幸福課 高齢支援係 ☎23-8740



高齢者等外出支援事業（通院のみ）

免許の返納等で一般の交通機関を利用することが困難な高齢者などに対して、移送用車両により自宅から医療機関等までの通院などの交通の便を確保することで、在宅で自立した生活を続けることができるよう支援します。利用にあたっては、指定業者への事前予約が必要となります。

●対象者-

一般の交通機関の利用や家族等による送迎が困難で、次の①～②のいずれかに該当する方

- ①要介護認定又は要支援認定を受け、居宅介護サービス又は介護予防サービスを受けている方
 - ②身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちのひとり暮らしの方
- ※世帯の状況等によってはご相談ください

●送迎の範囲

以下の地区の医療機関と自宅との間のみ利用可能

- ・大田原市、那須塩原市、那須町、矢板市
- ※湯津上地区及び黒羽地区に在住の方のみ、那珂川町にも送迎します



●利用について

- ・(原則)年末年始、祝日を除く月～土曜日の午前8時から午後6時まで。
※但し、帰りの予約は午後4時30分までに事業所へご連絡ください。
- ・利用日の1週間前までに電話で担当事業者に予約してください。予約状況により希望に添えない場合もあります。
- ・付き添いが必要な場合、1名に限り、無料で乗車が可能です。

●費用負担

片道1回あたり300円を利用時に直接事業者へお支払いください。

●申請について

23～24ページの「各種サービスの利用申請について」をご覧ください。

●利用券の追加交付について

- ・年度当初及び初回決定時に26往復分の利用券を交付します。(※令和7年度は緑色)
- ・券が足りない場合には、必要に応じて年間限度枚数までの券をさらに交付(最大25往復分)しますので、市役所にご相談ください。

※特別の事情のある場合には、さらに102往復分の券を交付しますので、ケアマネジャーや地域包括支援センターにご連絡ください。(追加交付依頼書は33ページ)



	交付数	交付の条件等
初回決定時	26往復分	サービス利用決定された方
追加交付①	25往復分 (累計51往復)	上記の方のうち券が足りない方 ※高齢者幸福課にご相談ください。
追加交付②	102往復分 (累計153往復)	上記の方のうち更に券が足りない方(特別な事情のある方) ※ケアマネジャーや包括にご相談ください。 ※新たに交付申請が必要です。

高齢者通院等タクシー事業

市内に住む在宅の65歳以上の高齢者（免許返納等をされた方）
に対して、通院等に必要な交通の便を確保するため、乗車料金の一部を助成します。



●対象者

一般の交通機関の利用や家族等による送迎が困難で、次の①～⑤の全てに該当する方

- ①65歳以上のひとり暮らしの方または65歳以上の高齢者のみの世帯の方及びこれに準ずる方
※同一敷地内に親族の方が住んでいる場合は「同居」とみなします。
- ②大田原市デマンド交通の区域（黒羽・湯津上・親園・佐久山・野崎）以外の方
- ③「大田原市高齢者等外出支援事業」及び「大田原市福祉タクシー事業」の対象となっていない方
- ④自身による通院が困難な方（自身と同居者すべてが免許を持っていないまたは返納した等）
- ⑤市税等を滞納していない方

●送迎の範囲 利用者の自宅と次に掲げる市内の施設等

- ・市内の医療機関等（薬局も含みます）※市外の医療機関は対象外
- ・公共交通の拠点施設（大田原市役所、トコトコ大田原、市内に所在する路線バス停留所）
※目的の医療機関に行くために、公共交通機関の乗継ぎ拠点となる施設です。

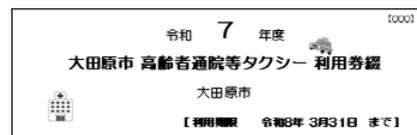
●利用について

- ・(原則)年末年始、祝日を除く月曜日から土曜日の午前8時から午後6時まで。
- ・利用者ご自身が、指定タクシー事業者に予約をしてください。
- ・利用者証及び利用券は当該年度中しか使えませんが、毎年度更新の手続きが必要です。
※更新の対象となる利用者には年度末に更新の案内をお送りします。
- ・利用券の交付枚数は利用決定月によって変わります。（下表のとおり）

決定月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付枚数	48	44	40	36	32	28	24	20	16	12	8	4

●費用負担

乗車料金が1,000円以上の場合に、利用券1枚と
自己負担分1,000円を直接事業者へお支払いください。



●申請について

23～24ページの「各種サービスの利用申請について」をご覧ください。

問い合わせ先 高齢者幸福課 高齢支援係 ☎23-8740

給食サービス事業（夕食）

ひとり暮らしや高齢者世帯で食事の調理や調達が困難になっている世帯に、夕食（日替わり弁当）をお届けすることにより、安否確認、孤独感の解消及び健康の保持などを図ることを目的としています。

●対象者

毎日の食事の調理や食材等の購入などが困難で、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ②高齢者世帯（65歳以上の高齢者のみの世帯）

●費用負担（実費）

1食350円です。配達時事業者にお支払いください。

●配達時間

午後4時～6時の間に自宅に配達しますので、直接お受け取りください。

●注意事項

安否確認を目的としていますので、不在のときはお渡しできません。利用休止の連絡がなくご不在でお渡しできなかった場合も、費用をお支払いいただきます。

●申請について

23～24ページの「各種サービスの利用申請について」をご覧ください。

※申請の際には、開始希望日や利用頻度を明記してください。



●お願い

世帯に異動があった場合などのご連絡ください。

お問い合わせ先 高齢者幸福課 高齢支援係 ☎23-8740

R7.3.1現在

NO	受託業者名	配達地区
1	有限会社まえむろ	大田原東部地区（山の手、城山、元町、新富町、住吉町2丁目、紫塚、若松町、富士見、若草）
2	株式会社ミライズ 配食のふれ愛	大田原西部地区（中央、住吉町1丁目、本町、末広、美原、浅香、加治屋）
3	那須共育学園	金田地区、親園地区、佐久山地区、川西地区、両郷地区
4	特別養護老人ホーム ほのぼの園	湯津上地区
5	小規模多機能ホーム 清雲台ケアセンター	黒羽地区（黒羽田町、八塩、前田、北野上、片田、北滝、亀久、矢倉）
6	株式会社福島組	須賀川地区（須賀川、須佐木、雲岩寺、川上、南方）
7	喫茶レストランそよ風	野崎地区、実取

※お住いによって配達業者が異なりますのでご了承願います。

ふれあい型食事サービス事業（昼食）



市内12地区社会福祉協議会（自分たちの地域を自分たちで良くしようと活動している住民によるボランティア組織）は、各地区にお住まいの概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がいのある方等を対象に、月1回～4回程度、ふれあい型食事サービスを実施しています。地区社会福祉協議会のボランティアが昼食を配送し、見守り・声掛けをしています。

※対象となる方、サービスの回数や曜日、費用は、地区社会福祉協議会ごとに異なります。

※地域とのふれあいや安否確認を目的としていますので、不在のときはお渡しできません。

お問い合わせ先



社会福祉法人

大田原市社会福祉協議会

Ohtawara council social welfare

☎23-1130



真心こもったお弁当



ボランティアのみなさんが配達します



人の和が広がるふれあい型食事サービス

見守り事業

緊急通報装置貸与事業

この事業では、利用者の生活反応が24時間にわたり確認できない時、室内の出火を感知した時、発信機（本体・ペンダント型）のボタンを押した時などに、利用者の安否確認をするための装置を貸与しています。

●対象者

次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 要介護認定又は要支援認定を受け、居宅介護サービスまたは介護予防サービスを受けている方のいる高齢者世帯（65歳以上の高齢者のみの世帯）
- ③ 心臓疾患、呼吸器系疾患、脳血管疾患またはその他緊急性を伴う慢性疾患により常時注意を要する方のいる高齢者世帯

●協力員（親族やご近所の親しい方など）

申請時に、原則1人の緊急連絡先と3人の協力員の登録が必要です。緊急通報が発信されますと、情報センターから緊急連絡先や第1協力員（連絡がとれない場合には第2、第3協力員）などに連絡がいきます。

※協力員の役割については33ページをご覧ください。



●費用負担

月額1,000円（生活保護世帯の場合は無料）のほか、稼働に必要な通信料は自己負担です。

●注意事項

緊急通報装置の利用には固定電話が必要です。

入院、入所、世帯の異動があった場合などは、その都度、市へ連絡をお願いしています。

●申請について

23～24ページの「各種サービスの利用申請について」をご覧ください。

※添付書類として緊急通報装置貸与者等登録申請書兼同意書（31～32ページ）が必要となります。

●設置機器一覧（4個）

①通報装置（本体）



②無線式携帯型端末器
(ペンダント型発信機)



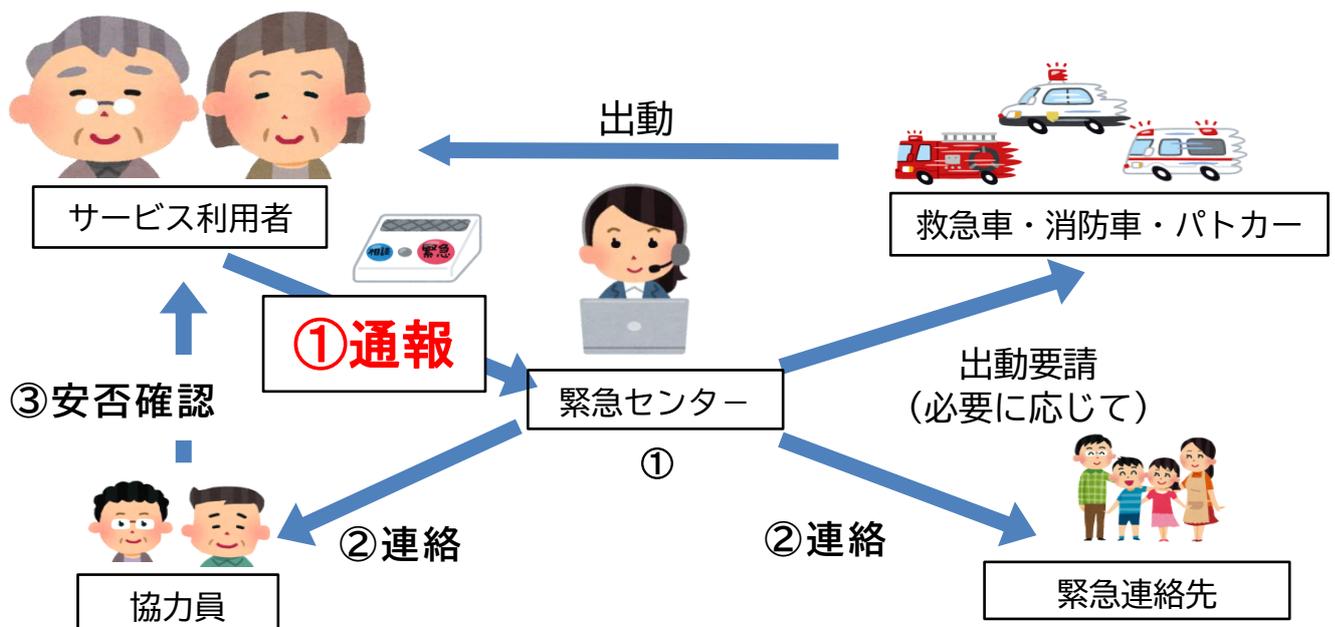
③安否センサー



④火災センサー



緊急通報システムのイメージ図



※このイメージ図のほか、利用者ご本人と緊急連絡先（ご親族など）の情報は、お住まいの地区担当の民生委員及び大田原市社会福祉協議会（大田原市安心生活見守り事業担当）にも共有されます。

問い合わせ先 高齢者幸福課 高齢支援係 ☎23-8740

認知症要配慮高齢者等事前登録制度

認知症などの病気により行方不明になるおそれのある方のお名前や身体的特徴、ご家族の連絡先、ご本人の写真などをご本人やご家族の同意を得て事前に登録しておくことで、万が一、行方不明になってしまったときに早期に対応するための制度です。

●対象者

市内に住所を有し、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①認知症により行方不明になるおそれがある高齢者等
- ②その他市長が必要と認める方



●登録方法

45～46ページ事前登録申込書に必要事項を記入の上、ご本人の特徴のわかる写真を添えて、高齢者幸福課に提出してください。登録された情報は、警察署や地域包括支援センターと共有します。

問い合わせ先 高齢者幸福課 地域支援係 ☎23-8917

安心生活見守り事業

市内には12地区の見守り組織があり、見守りや支援が必要な方が慣れ親しんだ地域で安心して自立した生活ができるよう、見守りや声かけ、支え合いを行う等、地域ぐるみで支援体制を作っています。

この事業は、市、市社会福祉協議会及び地域包括支援センター等が連携しながら進めています。



●対象者

市内に住所を有し、地域の見守りや支援を必要とする方

- (例) ・65歳以上のひとり暮らしの方（日中ひとり暮らしも含む）
- ・65歳以上の高齢者のみの世帯（日中高齢の方のみになる場合も含む）
 - ・障がいや病気がある等の理由で生活に不安がある方

●協力者、支援内容

地域の支え合い活動として、自治会・自治公民館・民生委員・福祉委員・ボランティア等が、声かけや見守りを通して、安否確認・早期対応・不安解消・支え合い・地域のつながりづくり等を行います。

問い合わせ先  社会福祉法人 大田原市社会福祉協議会 ☎23-1130
Ohtawara council social welfare



手当・給付・貸与等

ねたきり高齢者等介護手当

要介護4または5の認定を受けた在宅のねたきりや認知症の高齢者等の介護者に対して、介護手当を支給します。

●対象者

ねたきり高齢者等（※）と同居し、日常生活の介護をしている大田原市民の方

※ねたきり高齢者等とは、大田原市に住所を有する要介護4又は5の要介護認定を受けた方または常時介護を必要とする身体障害者及び知的障害者（20歳以上）。

●給付について

介護手当月額 3,000円、手当支給月 9月、3月（年2回）

●申請について

23～24ページ各種サービスの利用申請についてをご覧ください。

問い合わせ先 高齢者幸福課 高齢支援係 ☎23-8740



リフト付き自動車貸出事業

身体の障がいや高齢等のために公共交通機関の利用が困難な方に対して、生活の利便性及び在宅福祉の向上を図るため、車いすごと移動可能なリフト付き自動車の貸出しを行っています。

●貸出条件

市内在住の在宅の方で、車いすを使用している方

- ・貸出は無料ですが、返却時に燃料を補給してください。
- ・申請した目的や行き先以外の運行はできません。
- ・貸出期間中における交通事故等は、利用者の責任において処置してください。



●貸出期間

1か月当たり通算6日利用可能（連続して貸出しできるのは3日以内です。）

●事故などの補償について

社会福祉協議会がリフト付き自動車に付保している損害保険を適用することができます。

●申請について

38ページ リフト付き自動車利用申請書を社会福祉協議会へ提出してください。

申請は貸出日の3日前までに行ってください。また、2か月先まで予約申請できます。

問い合わせ先



社会福祉法人

大田原市社会福祉協議会

Ohtawara council social welfare

☎23-1130



軽トラック貸出事業

地域福祉推進に取り組む地域の団体（ボランティアグループ等）が、活動のため物資を輸送する目的に、軽トラックの貸出しを行っています。

●貸出条件

市内で活動する団体が行う地域福祉推進のための活動

- ・貸出は無料ですが、返却時に燃料を補給してください。
- ・申請した目的や行き先以外の運行はできません。
- ・貸出期間中における交通事故等は、利用者の責任において処置してください。



●貸出期間

- ・1か月あたり通算6日（連続して貸出できるのは3日以内です。）

●事故などの補償について

社会福祉協議会が軽トラックに付保している損害保険を適用することができます。

●申請について

39ページの社協車両（軽トラック）利用申請書を社会福祉協議会へ提出してください。申請は貸出日の3日前までに行ってください。また、2か月先まで予約申請できます。

問い合わせ先



社会福祉法人

大田原市社会福祉協議会

Ohtawara council social welfare

☎23-1130



日常生活用具貸与事業

車いすの無償貸与事業を行っています。虚弱又は身体に障がいのある在宅者で、介護保険法による福祉用具貸与の対象にならない方が対象です。

●貸与している品目

- ・車いす



●貸与期間

- ・最長3か月
- ・期間を延長する場合は再申請が必要になります。

●申請について

40ページ日常生活用具使用許可申請書を社会福祉協議会へ提出してください。

問い合わせ先



社会福祉法人

大田原市社会福祉協議会

Ohtawara council social welfare

☎23-1130



高齢者日常生活用具給付等事業

高齢者の方が安心して日常生活を営めるように、高齢者向けの日常生活用具を給付（貸与）します。

所得や課税状況により対象者が限定されます。

●日常生活用具の種類と対象者

種目	区分	対象者となる方
火災警報器	給付	65歳以上の低所得のひとり暮らしの方 
自動消火器		同上 
電磁調理器		65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要なひとり暮らしの方
高齢者用電話	貸与	65歳以上の生活保護受給者でひとり暮らしの方 ※月々の電話料金も一部市が負担 

●申請について

23～24ページの「各種サービスの利用申請について」をご覧ください。

問い合わせ先 高齢者幸福課 高齢支援係 ☎23-8740

介護予防のための住環境整備事業（助成金）

要介護高齢者が日常生活を容易にするため、住宅の改修をする場合に、住宅改修費の一部を補助します。

※補助申請にあたっては、事前申請及び住宅改修指導員派遣の申込みが必要です。

●対象者

次の①、②の両方に該当する方

- ①市民税非課税世帯の65歳以上の虚弱な方
- ②要介護認定審査の結果、該当とならなかった方

●補助金の額

対象工事費の100分の90に相当する額です。ただし、対象工事費の限度額は20万円です。

●申請・問い合わせ

○事業の利用について **問い合わせ先** 高齢者幸福課 高齢支援係 ☎23-8740

高齢者等紙おむつ等給付事業

対象者に紙おむつ及び尿取りパッドを毎月給付することにより、高齢者等の保健衛生の保持と介護者の身体的及び経済的負担軽減を図ります。

給付する紙おむつ等は「在宅介護」のためのものです。入院・入所の際の持ち込みについては、病院や施設の指示に従ってください。



●対象者

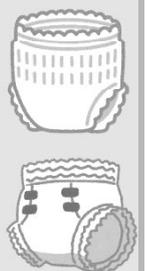
要介護認定が4または5で次の①～⑤の全てに該当する方

- ①市内に住所を有する方
- ②在宅で、常時紙おむつを使用している方
- ③大田原市障害者紙おむつ等給付事業実施要綱による給付の適用を受けていない方
- ④生活保護法による一時扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による生活保護法による一時扶助に相当する支援給付を受けていない方
- ⑤介護保険法の規定による次の介護給付を受けていない方
【介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設】

●おむつの種類と1か月あたりの枚数（3種類から選べます。）

- ①リハビリパンツ(履くタイプ)サイズ S(26枚)・M-L(30枚)・L-LL(30枚)・XL(20枚)と尿取りパット(46枚)※吸収量約2回分
- ②テープタイプ紙おむつ サイズ S-M(32枚)・M(30枚)・M-L(28枚)・L(26枚)と尿取りパット(60枚)※吸収量約2～3回分
- ③フラットタイプ(平型・サイズなし)紙おむつ(60枚)と尿取りパット(60枚)※吸収量約2～3回分

※枚数は増減する可能性があります。



●**配付方法** 委託業者が自宅までお届けします。

●申請等について

23～24ページ各種サービスの利用申請についてをご覧ください。

※ 重度の障害者の方は、「大田原市障害者紙おむつ等給付事業」の給付対象になる場合がありますので、福祉課障害福祉係23-8921までお問い合わせください。

問い合わせ先 高齢者幸福課 高齢支援係 ☎23-8740

救急医療情報キット配付事業

高齢者・障害者に対し、緊急時に必要な医療情報を保管する救急医療情報キットを配付し、緊急時の迅速かつ適切な医療活動に役立てるとともに、安心して生活できる環境を整備します。

●対象者

大田原市内に住所を有する方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 高齢者世帯（65歳以上の高齢者のみの世帯）
- ③ 日中、65歳以上のひとり暮らし高齢者（夜間は同居家族有り）
- ④ 日中、高齢者世帯（夜間は同居家族有り）
- ⑤ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方

※その他、特別な事情がある場合はご相談ください。

●配付物

筒型の保管容器・救急医療情報用紙・マグネット・ステッカー

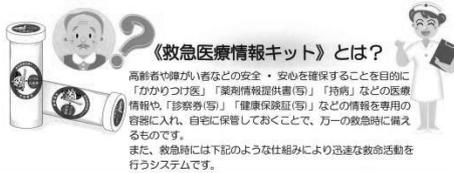
●費用負担

無料

●申請について

44ページの救急医療情報キット配付申請書兼同意書を下記の窓口へ提出してください

・高齢者幸福課高齢支援係、湯津上支所総合窓口課、黒羽支所総合窓口課、社会福祉協議会
問い合わせ先 高齢者幸福課 高齢支援係 ☎23-8740



救急医療情報キットに入れるもの

- ① 救急情報
 - 緊急連絡先
 - かかりつけ医
 - 緊急時の対応方法などを記載
- ② 写真(本人が確認できるもの)
 - 健康保険証(写)
- ③ 健康保険証(写)
- ④ 診察券(写)
- ⑤ 薬剤情報提供書(写)・お薬手帳(写) ※②～⑤はご本人様に用意していただくものです。

申請からキットの保管まで

- 「申請書」に必要事項を記入し、提出する。
- 救急医療情報キット及びステッカーを受け取る。
- 救急医療情報キットを自宅の冷蔵庫に保管する。
- ステッカーを玄関ドアの内側・冷蔵庫に貼り付ける。
- 救急医療情報キット内の情報は随時更新し、万一の時に備えましょう。

権利擁護

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方の権利を守るため、家庭裁判所が援助者（成年後見人等）を選任することで、その方を法律的に支援する制度です。

家庭裁判所への申立てを行う親族がない、低所得のため成年後見人等選任後の報酬が支払えない等の理由でこの制度を利用することができない方に対して、成年後見制度の利用支援を行っています。

●支援の種類

- ・市長による後見、保佐又は補助開始の審判の申立て（申立てを行う2親等以内の親族がない方が対象）
- ・申立てに要する費用助成（生活保護など低所得の方が対象）
- ・家庭裁判所が、成年後見人、保佐人及び補助人を選任した後における成年後見人等の報酬に対する費用助成（生活保護など低所得の方が対象）

●成年後見人等の報酬に対する助成の限度額（月額）

- ・在宅の方 28,000円
- ・施設入所の方 18,000円



●大田原市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用促進を図るため、大田原市では令和4年度に大田原市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

権利擁護支援を必要とする方を早期に発見して相談につなげ、適切な支援へと結びつけることができるよう、地域連携ネットワークの構築や分かりやすい相談窓口の整備・周知等に取り組みます。

問い合わせ先 高齢者幸福課 地域支援係 ☎23-8757

※成年後見制度に関しては裁判所発行のパンフレット等をご覧ください。

また、裁判所や市のホームページ上でも制度のご案内をしています。

高齢者や障がいのある方等の権利を擁護しながら、地域で安心して自立した生活が送れるよう、暮らし、福祉などに関するさまざまな相談に応じ、支援する事業です。

● サービスの対象となる方

軽度の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない方で、契約内容が理解できる方、日常生活での福祉サービスのご利用や、金銭管理等がうまくできない方が対象になります。

● サービスの内容

1 福祉サービスの利用援助

- ①福祉サービスに関する情報提供や相談等に応じ支援をします。
- ②福祉サービスの利用や利用をやめるための必要な手続きの支援をします。
- ③福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援をします。



2 日常的な金銭管理サービス

- ①福祉サービスの利用料、医療費、税金、公共料金等の支払いの支援をします。
- ②生活費などの預金の払戻、預け入れ等の金銭管理の支援をします。

3 書類等預かりサービス

- ・預金通帳、印鑑、年金証書、保険証書などの書類を預かります。
- ただし、現金、株券、貴金属類などは預かりません。



● 利用料

お手伝いの内容		料金
契約前	相談、支援計画の作成	無料
契約後	福祉サービス利用援助 日常的な金銭管理サービス	1時間あたり1,000円
	書類等預かりサービス	月額500円



※生活保護の方は利用料が免除されます。

※専門員が相談に応じます。

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ先



あすてらすおおたわら
☎23-7375 ☎23-1130



家族支援

もの忘れ相談

もの忘れや認知症について、不安をもつご本人やご家族の相談を受け付けています。一人で悩まずにご相談ください。

認知症地域支援推進員と今後の生活、医療や介護のサービスの利用などについて一緒に考えていきましょう。

●開催日時

毎月1回 午前10時～12時

※開催日については、お問合せください。

●開催場所

市役所本庁舎3階 相談室5

※窓口に来られない方は、自宅への訪問等も可能ですので、まずはご相談ください。

●申込方法

事前に必ずご予約ください。

問い合わせ先 高齢者幸福課 地域支援係 ☎23-8757

認知症に関する相談

地域包括支援センター（52ページ）でご本人やご家族からの相談を受け付けています。

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する

「認知症サポーター」を養成する講座を開催しています。

認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、認知症について学んでみませんか。

●対象者

高校生以上の市民（おおむね5名以上でお申し込み下さい。）

●開催方法

希望に応じ随時実施（要相談）

問い合わせ先 高齢者幸福課 地域支援係 ☎23-8917



関連情報等

各種サービスの利用申請について

●申請の方法

必要書類を準備の上、高齢者幸福課等（本庁舎3階）に申請してください。また、ケアマネジャー作成の書類が必要なサービスもありますので、担当のケアマネジャーにご相談ください。担当のケアマネジャーがいない方は、地域包括支援センター（52ページ）にご相談ください。

●各種サービスの申請書類

1 大田原市高齢者等在宅サービス【以下の(1)～(8)のサービス】

- (1) 生活支援ホームヘルプサービス事業
- (2) 高齢者給食サービス事業
- (3) 高齢者日常生活用具給付等事業
- (4) 高齢者軽度生活援助事業
- (5) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
- (6) 高齢者等外出支援事業
- (7) 高齢者等訪問理美容サービス事業
- (8) 緊急通報装置貸与事業

大田原市高齢者等在宅サービス利用申請書（25～26ページ）と以下の添付書類の提出が必要です。

○添付書類の詳細

- ・要介護（1～5）認定者の場合・・・ケアプラン（写し）
- ・要支援（1・2）認定者の場合・・・介護予防プラン（写し）
- ・どちらにも該当しない場合・・・介護予防アセスメント（27～28ページ）

※ケアプラン（写し）、介護予防プラン（写し）の作成については担当のケアマネジャーにご相談ください。介護予防アセスメントの作成については地域包括支援センターにご相談ください。

- ・(1)～(7)の申請には個人情報に関する同意書（29ページ）の添付が必要です。
- ・(8)緊急通報装置貸与事業の申請には緊急通報装置貸与者等登録申請書兼同意書（31～32ページ）の添付が必要です。

2 高齢者通院等タクシー事業

大田原市高齢者通院等タクシー利用券交付申請書（35ページ）

※個人情報の利用に関する同意書（29ページ）の添付が必要です。

3 ねたきり高齢者等介護手当

ねたきり高齢者等介護手当認定申請書（36ページ）

- ・変更や喪失の場合はねたきり高齢者等介護手当受給資格（変更・喪失）届（37ページ）の提出が必要です。

4 大田原市高齢者等紙おむつ等給付事業

大田原市高齢者等紙おむつ等給付申請書（41・42ページ）

- ・必ず配送先の略図を申請書の裏面に記載してください。
- ※個人情報の利用に関する同意書（29ページ）の添付が必要です。
- ・変更や喪失の場合は大田原市高齢者等紙おむつ等給付（変更・停止・資格喪失）届（43ページ）の提出が必要です。
- また、配送先の変更の際は必ず配送先の略図を届の裏面に記載してください。

5 救急医療情報キット配付事業

救急医療情報キット配付事業申請書兼同意書（44ページ）

6 認知症要配慮高齢者等事前登録制度

大田原市認知症要配慮高齢者等事前登録申込書（45・46ページ）

- ・変更や喪失の場合は大田原市認知症要配慮高齢者等事前登録情報（変更・抹消）届（47・48ページ）の提出が必要です。